

豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務仕様書

第1条（適用）

本仕様書は、豊川市（以下「発注者」という。）が発注する「豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務」（以下「本業務」という。）に関する業務に適用し、受注者として選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）は本仕様書及び関係法令に基づき本業務を誠実に実施すること。

第2条（目的）

本業務は、公共交通の人口カバー率向上及び移動利便性の改善を図ることを目的とし、既存路線と連動した効率的かつ持続可能な公共交通ネットワークを構築するものである。

第3条（業務内容）

1. 事業形態

運行事業者は、この仕様書に基づく運行業務等に関する協定を締結し、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

2. 運行開始日

令和9年3月1日（月）（予定）

※やむを得ない事情により、発注者が変更を指示する場合は対応すること。

3. 運行開始手続

運行事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続について、遅滞なく確実に行うこと。

4. 運行経路・バス停配置

運行経路、バス停配置およびキロ程の案は、別紙1および別紙2のとおりとする。なお、詳細については、発注者、豊川市交通協議会（以下「交通協議会」という。）及び運行事業者が協議の上、決定する。

5. 運行時間

運行時間の案を7時45分から19時とし、昼休憩についてはこの時間内で50分程度を見込む。なお、詳細については、発注者、交通協議会及び運行事業者が協議の上、決定する。

6. 運行日

週6日（月・火・水・木・金・土）

ただし、年始（1月1日から1月3日）は運休とする。

7. 運行車両

（1）条件

運行車両は乗車定員が10人以上（乗務員を含む。）のジャンボタクシーサイズで、台数は1台とし、別紙1の運行経路（案）を走行可能なものとする。また、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」及び「道路運送車両法」の保安基準等本事業にかかる関係法令に適合するものとする。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」における「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に基づく適応除外申請を行うものとするが、車いす利用者の乗車予約があった際には、予備車等において対応すること。

また、運行車両の車内には、安全管理のためドライブレコーダーを設置し、管理すること。

（2）車両デザイン及び広告掲載

ア 車両デザイン案は別紙3のとおりとし、運行開始日までに受注者の負担にてラッピングを行うこと。なお、詳細については、発注

者、交通協議会及び運行事業者が協議の上、決定する。

イ 運行事業者は、豊川市コミュニティバス車両広告掲載要綱の内容に基づき、対応できる車両とすること。

ウ 運行事業者は、発注者が同要綱に基づき、広告の掲載を決定したときは、車両に広告を掲載し運行しなければならない。また、運行事業者は、発注者と協議の上、車両広告を募集し、広告収入を得ることができるものとする。広告収入は、当該路線の経常収益に含めることとする。

(3) 車両の確保

運行に使用する車両は運行事業者が準備するものとし、維持管理を行うものとする。車両の車検及び故障等や定員超過時に対応するための予備車両についても、運行事業者が準備すること。なお、予備車両については、本業務専用車両としての確保を要しないが、運行事業者が保有している車両を運行に充てることとする。その際、ラッピングは要しないが、三蔵子線（仮称）として運行していることが容易に判別できるよう、車体に明示すること。

(4) 車両確保の証明

運行事業者は、審査結果の通知の日から7日以内（土日を除く）に、車両の確保を証する書類を提出すること。車両の確保を証する書類は、原則として車両の写真及び車検証の写しとする。また、運行開始の7日前までに運行に係る許認可証の写しを提出すること。

車両の確保を証する書類の提出時に、車両を所有していない場合は、以下の書類を提出し、運行開始の7日前までに車両の配備及び運行に係る許認可等の手続きを完了できることを証明しなければならない。

ア 車両の納入日が明記された発注書の写し等

イ 運行開始日前までに、関係法令に基づく許認可等の手続きを完了できる見込みが確認できる書類

ただし、運行事業者の責めに帰さない特段の事情により、運行開始予定日までに車両が確保できないとき、運行事業者はその事実が判明次第速やかに、理由書、車両の確保見込み、代替車両の概要に関する書類等を提出し、発注者の指示を受けること。

8. 運賃

(1) 普通運賃

ゾーン制を採用し、市内を東・西 2 つのゾーンに分ける。ゾーン区分の詳細は、別紙 4 のとおりとする。

ア 同一ゾーン内を利用する場合：1 人 1 乗車当たり 2 0 0 円

イ 東・西ゾーンをまたいで利用する場合：1 人 1 乗車当たり 3 0 0 円
(基本料金 2 0 0 円に 1 0 0 円を加算)

(2) 割引運賃

次の者は、運賃を無料・割引するものとする。

ア 無料：未就学児（同伴者 1 人につき 1 人まで。）・乳児（1 歳未満）

イ 半額：小学生以下及び障害者等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、児童福祉法による被救護者旅客運賃割引証を所持する方及びその付添人 1 人）

(3) 乗継券

指定する乗継停留所において他の路線へ乗り継ぐ場合には、乗継券を発行する。乗継後の料金については、最初に乗車した停留所から最終の降車停留所までの通し運賃を適用し、差額がある場合はこれを収受する。

(4) その他

ア 支払い方法として現金、豊鉄バス豊川市コミュニティバス共通回数乗車券、P a y P a y、豊川市 1 日フリー乗車券（デジタル版を含む）に対応すること。

イ 発注者が指定する豊鉄バス豊川市コミュニティバス共通回数乗車券及び豊川市 1 日フリー乗車券の販売に対応すること。

ウ 新たな割引制度や支払い方法の導入、または運賃改定等があった場合は、発注者と協議の上、対応すること。

9. 運行情報の案内

運行情報の案内表示の作成（系統図、運行ダイヤ）は基本的に発注者で行うが、必要に応じ発注者は運行事業者に作成を求めることができる。

10. 運行経費の負担

（1）負担の方法

発注者の負担は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

負担額＝業務期間における運行経費－当該路線に係る収入額※

※燃料費の高騰など運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増加した場合は、別途協議するものとする。

（2）経費には以下のものを含むこととする。

- ア 人件費（運転業務及び停留所ごとの乗降記録を含む）
- イ 車両の修繕、点検、保管費
- ウ 車両の調達費
- エ 課税公課（自動車税、自動車重量税、印紙代）
- オ 保険料（自動車損害賠償責任保険掛金、自動車任意保険掛金）
- カ 燃料油脂費
- キ 停留所設備の維持・管理（バス停留所系統図及び時刻表綴込作業、電子決済手数料、駅構内使用料）
- ク その他業務に必要な経費

（3）停留所設備（バス停・運行ダイヤ・系統図表示板）については、以下のとおりとする。

- ア 停留所設備は運行開始まで（運行開始後に整備する場合もある）に発注者が準備する。
- イ 運行開始後の維持管理（日常的な点検、転倒時の復旧、位置の微調整、清掃等）は運行事業者が行うものとする。
- ウ 前項の維持管理に伴う補修費用（発注者が所有するバス停破損時）及び時刻表・系統図の印刷費については発注者が負担する。ただし、運行事業者の責めに帰すべき事由により設備を破損させた場合の修繕費用は、運行事業者の負担とする。

(4) その他業務には、以下を含むものとする。

- ア 運輸局への申請業務
- イ 発注者への報告業務
- ウ 乗降客の安全確保及び乗降補助
- エ 乗車証明書等の発行業務
- オ 運賃の徴収及び管理
- カ 豊鉄バス豊川市コミュニティバス共通回数乗車券の販売及び豊川市
1日フリー乗車券（デジタル版含む）等の精算
- キ ダイヤ管理
- ク 車内案内アナウンス
- ケ 苦情・問い合わせ対応
- コ 乗客人数が乗客定員を超過した際の予備車両による配車手配
- サ 緊急時の対応（緊急連絡、予備車の確保など）
- シ 車両清掃
- ス 運行に係る備品の補充・管理
- セ その他運行に必要な業務

(5) 運賃収入が運行負担金を上回る場合、運行事業者は、発注者に運行負担金との差額を返納するものとし、返納方法及び時期については別途協議して定める。

1 1. 公募時の提案事項

- (1) 運行事業者は、公募時の提案事項に基づき、運行業務を行うものとし、年度末までに公募時の提案事項の実施状況を報告するものとする。
- (2) 発注者は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

1 2. 業務の実績報告

- (1) 運行事業者は、路線の各便における以下の項目を毎日記録し、別に定める様式により作成した電子データを翌月 10 日までに発注者に報告するものとする。
 - ア 停留所ごとの乗降者数（乳幼児、小学生、障害者等の割引運賃利用者数等）

イ 運賃収入額

ウ 乗継券の発行枚数及び回収枚数

エ 豊鉄バス豊川市コミュニティバス共通回数乗車券の発行枚数及び回収枚数

オ 豊川市1日フリー乗車券の販売枚数及び提示（デジタル版を含む。）による利用者数

カ その他様式に定める事項

（２）発注者は、必要に応じて運行実績の状況報告を求めることができる。

（３）運行事業者は、運賃収入を毎月末日に集計し、翌月１０日までに発注者へ報告するものとする。

1 3．補助金の申請手続き等

運行事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金交付を受けるために必要な書類の作成を行い、発注者の求めに応じ速やかに提供すること。

当該路線が補助金の補助対象路線であるにもかかわらず、発注者に対して補助金申請に必要な書類の提供を行わず、発注者が補助金を受けられなかった場合は、運行事業者は補助金相当額を発注者に支払うものとする。

1 4．協定の解除

発注者は協定の有効期間中であっても、相手方への３か月前の書面による通知により協定を解除することができる。次のいずれかに該当すると認められたときは、協定の全部または一部を直ちに解除することができる。

（１）運行事業者が協定に定める義務を履行しないとき。

（２）運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

（３）発注者または運行事業者は、前２項により協定が解除された後も、協定期間中に生じた債権債務を履行するものとする。

1 5．損害賠償

運行事業者は、運行の実施にあたり、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

1 6．運行条件の変更

天災事変その他やむを得ない事由により、運行業務を変更する場合は、発注者と運行事業者が協議の上、決定するものとする。ただし、緊急時等の場合は運行事業者が自ら判断してこれを行い、以後速やかに発注者に報告する。これに伴う違約金は、発注者と運行事業者が互いに請求しないものとする。

1 7．緊急時の対応

運行業務の実施にあたり、次のいずれかに該当するときは、直ちに発注者へ連絡し、後日書面で報告するものとする。

- (1) 積雪、天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ、または生じる恐れがあるとき。
- (2) 利用者が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。

1 8．協議事項

この仕様書若しくは協定に定めのない事項又は各条項の解釈に疑義が生じたときは、発注者と運行事業者が誠意をもって協議し、定めるものとする。

1 9．その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- (3) 発注者が必要に応じて行う周知・広報活動や、利用実態等の調査の実施に協力するものとする。

- (4) 運行事業者として選定後、協定締結に先立ち、交通協議会の委員として参加を要請する場合があるので、対応すること。なお、協定締結後は交通協議会の委員として任命することを条件とする。
- (5) 発注者または交通協議会の協議により、運行開始後に運行のサービス水準（運行路線・バス停配置、運行ダイヤ、運行日、運行車両、運賃など）を変更する場合は対応すること。
- (6) 運行事業者は、道路工事、イベント、天候等により運行に影響が生じる場合、関係機関との調整、利用者及び地域住民への周知等必要な対応を行うこと。
- (7) 運行事業者は、本業務の協定期間が満了した後であっても、業務実績報告、諸精算及び関係書類の整理等、本業務に必要な事項について遂行しなければならない。